

平成28年 1月26日

所管 子ども青少年局 子育て支援部

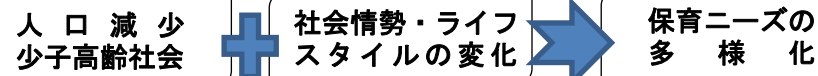
件 名	公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針（案）について
国の動向・堺市の現状と対策	<p>【国の動向】</p> <p>○平成27年4月 子ども・子育て支援新制度の施行 ⇒消費税増税等により恒久財源を確保し、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援の質・量を拡充 ⇒学校及び保育所機能を兼ね備えた「幼保連携型認定こども園」の普及を促進</p> <p>【堺市の現状と対策】</p> <p>○社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、保育ニーズが多様化し、認定こども園や保育所などへの利用申込数が増加したことで待機児童が発生 ○民間施設の移行を推奨・支援（平成27年度に民間保育所の多くが「幼保連携型認定こども園」に移行（移行数は全国自治体の中でトップ）） ○保育所等の増改築、認定こども園や地域型保育事業の創設により受入枠を拡大</p>
対応方針 今後の取組（案）	<p>【対応方針】</p> <p>国や民間施設の動向、現状の課題等を踏まえ、平成29年4月1日に、すべての公立保育所（こども園保育所を除く）を幼保連携型認定こども園に移行する。</p> <p>【移行方針（案）の概要】</p> <p>○移行理由 (1) 教育・保育の質の向上 (2) 子育て支援の充実 (3) 教育・保育サービスの安定的な提供 (4) 1号認定子どもへのサービスの拡充 (5) 保護者ニーズへの対応等</p> <p>○定員設定の考え方 現状の2号と3号の利用定員は原則担保したうえ、条例の基準範囲内で各クラス最大1号認定「2人」を設定することを基本</p> <p>○教育・保育のすすめ方 ・公立幼保連携型認定こども園の教育・保育課程を作成 ・課程に基づく実践研修の実施</p> <p>○教育委員会との連携 学校教育に関し専門的知見を有する教育委員会との連携を強化し、幼児教育の質の向上や効果的な施設運営に取り組む</p> <p>【今後のスケジュール（予定）】</p> <p>○平成28年2月～3月 移行方針（案）へのパブリックコメントを実施 ○平成28年3月 移行方針の決定 ○平成28年5月 関係条例整備について市議会へ提案 ○平成29年4月1日 移行</p>
効果の想定	<p>○公立幼保連携型認定こども園に移行して、学校として幼児教育を提供することは、市民ニーズへの対応と、全市的な教育・保育の質の向上等に繋ぐことができる。</p> <p>○本市が移行することで、幼保連携型認定こども園への箇所数は、民間施設を含め全国で群を抜きトップ。</p>
関係局との政策連携	総務局、教育委員会、各区役所、人事委員会事務局等

公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針(案) 概要

別紙

I. 本市における現状等

■利用状況等



認定こども園・保育所などの利用申し込みの増加

⇒待機児童の発生 (H27.4 待機児童 54人)

《対策》○幼稚園等既存施設の認定こども園への移行促進

○保育所等の増改築

○認定こども園・地域型保育事業の創設等受け入れ枠拡大

○課題

配慮を要する子どもの利用増加への対応

子育て不安等に対するサポートの強化

幼児教育から義務教育への円滑な接続

□公立保育所の状況

○変遷

- 平成11年4月 民営化実施の開始を決定
- 平成13年4月 初めての民営化を実施
- 平成27年5月 旧美原町区域の存置保育所(1か所)を決定
- 平成29年4月 美原きた保育所民営化予定

【公立保育所設置箇所数の年度推移】

※こども園保育所を除く

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H29
36	34	32	32	30	30	28	25	24	23	22	21	19	18

○公立保育所の役割

公立保育所は、認可保育所としての役割以外に公の施設としての役割を担う。

- ◆セーフティネットの役割(要配慮児童の受け入れ等)
- ◆研究実践の場の役割(人材育成、指導・監督機能の強化)
- ◆公の地域の子育て支援機能の役割(多様な専門職による助言、民間施設利用児童の情報収集と関係機関へのパイプ役など)

□子ども・子育て支援新制度による状況変化

平成27年4月に開始した新制度では、国が幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ「幼保連携型認定こども園」の普及を図っており、本市としても民間施設に移行を推奨・支援。

【市内民間施設の移行状況】

	H26年度	H27年度	H28年度
保育所	87	23	21
認定こども園	7	78	84
幼保連携型	(7)	(74)	(76)
保育所型	-	(2)	(3)
幼稚園型	-	(2)	(5)
幼稚園	43	40	36
私学助成対象	(43)	(38)	(32)
新制度対象	-	(2)	(4)

市内公立施設は・・・

H26年度
保育所 19
幼保連携型認定こども園 1
幼稚園 9

H27・H28年度

保育所 20
幼稚園型認定こども園 1
幼稚園 9

堺市の認定こども園への移行数は全国の自治体の中でトップ

II. 移行方針

～平成29年4月 すべての公立保育所を幼保連携型認定こども園へ移行～

◆移行対象園：全国

国や民間施設の動向、現状の課題等をふまえ、すべての公立保育所(※)を幼保連携型認定こども園に移行する。

※こども園保育所をのぞく。

◆移行時期：平成29年4月1日

市民等への周知や関係規程の整備等を考慮し最短の準備期間で移行する。

◆移行理由

- ①教育・保育の質の向上
法的な学校教育機能を兼ね備え、幼児期に育てるべき力の育成を实践⇒市内全施設へ浸透
- ②子育て支援の充実
地域子育て支援の義務化により保護者への相談・助言の機能強化、情報提供の機能強化
- ③教育・保育サービスの安定的な提供
保護者の就労状況の変化等に関係なく、教育・保育を一緒に提供する公的環境の整備
- ④1号認定子どもへのサービスの拡充
配慮を要する1号認定子ども等への利用選択肢の幅の拡大
- ⑤保護者ニーズへの対応等
職員の資格を整備のうえ幼児教育を提供し保護者ニーズへの対応や保護者不安を軽減

◆1号定員設定の考え方

現状の2号・3号の利用定員は原則確保し基準範囲内で各クラス最大「2人」を設定。

ただし、待機児童と周辺施設の状況や需給バランスを勘案する。また、将来的に状況が変われば再検討する。

※ 1号とは、満3歳以上就学前の子ども(2号を除く)。2号とは、満3歳以上就学前の子どもで就学前の子どもで保育を必要とする事由に該当する場合。3号とは、満3歳未満就学前の子どもで就学前の子どもで保育を必要とする事由に該当する場合。

◆公立幼保連携型認定こども園の役割

これまでの公立保育所が担ってきた役割を引き続き担う。

セーフティネットの役割

研究実践の場の役割

公の地域の子育て支援機能の役割

◆公立幼保連携型認定こども園における教育・保育のすすめ方

国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の規定に基づき、教育及び保育の内容に関する全体的な計画(教育・保育課程)を作成する。

□教育委員会との連携

幼保連携型認定こども園における教育と幼稚園教育との整合及び小学校における教育との接続を図り、幼児教育の質の向上や効果的な施設運営に取り組むため、教育委員会との連携を強化する。

□保育所と幼保連携型認定こども園の主なちがい

	保育所	幼保連携型認定こども園
法的性格	児童福祉施設	学校かつ児童福祉施設
職員資格	保育士	保育教諭(幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有する者)
利用できる子ども	2号認定子ども 3号認定子ども	1号認定子ども 2号認定子ども 3号認定子ども
保育(教育)の指針	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
利用料の決定方法	国基準額に基づき保護者の市民税所得割額に応じて市が決定	保育所と同じ
利用申し込み窓口	原則として利用を希望する保育所のある区役所	1号:各施設に直接申し込み 2・3号:保育所と同じ
給食の提供	提供義務あり	1号:提供義務なし 2・3号:保育所と同じ
開園日・開園時期	11時間開園、土曜日開園が原則	1号:原則1日4時間 2・3号:保育所と同じ
閉園日	日曜・祝日・年末年始	1号:土日祝・年末年始、夏冬春に長期休日あり 2・3号:保育所と同じ

□移行スケジュール

平成27年度

- (1月27日)子ども・子育て会議への報告
- (2/10～3/9) パブコメ実施
- (3月中旬～下旬) パブコメ結果公表
- (3月下旬) 移行方針の決定・公表
- (3月下旬) 教育・保育課程基本的事項案作成

平成28年度

- (4月～5月) 在園児保護者への周知
- 関係条例案制定等の議会提案 → (5月頃) 条例整備
- (8月頃) 教育・保育課程の決定
- 研修の実施
- (9月頃) 利用案内の配布
- (10月頃) 利用受付
- (2月頃) 利用決定
- (3月頃) 利用契約の締結
- ※1号認定子ども分は日程異なる。

平成29年度

4月1日移行

市全体の教育・保育の質のさらなる向上等をめざして

(案)

公立保育所の幼保連携型 認定こども園への移行方針

平成●年●月



目 次

I 本市における現状等

- 1 認定こども園や保育所などの利用状況等・・・・・・・・・・・・・1
- 2 公立保育所の状況・・・・・・・・・・・・・2
 - (1) 変遷
 - (2) 公立保育所の役割
- 3 子ども・子育て支援新制度・・・・・・・・・・・・・4
 - (1) 国の動向
 - (2) 市内施設の移行状況

II 移行方針

- 1 方針・・・・・・・・・・・・・7
- 2 移行理由・・・・・・・・・・・・・7
 - (1) 教育・保育の質の向上
 - (2) 子育て支援の充実
 - (3) 教育・保育サービスの安定的な提供
 - (4) 1号認定子どもへのサービスの拡充
 - (5) 保護者ニーズへの対応等
- 3 1号認定子どもの定員設定の考え方・・・・・・・・・・・・・8
- 4 公立幼保連携型認定こども園の役割・・・・・・・・・・・・・8
- 5 公立幼保連携型認定こども園における教育・保育のすすめ方・・・・・・・・・・9
- 6 教育委員会との連携・・・・・・・・・・・・・10
- 7 移行までの主なスケジュール・・・・・・・・・・・・・10

I 本市における現状等

1 認定こども園や保育所などの利用状況等

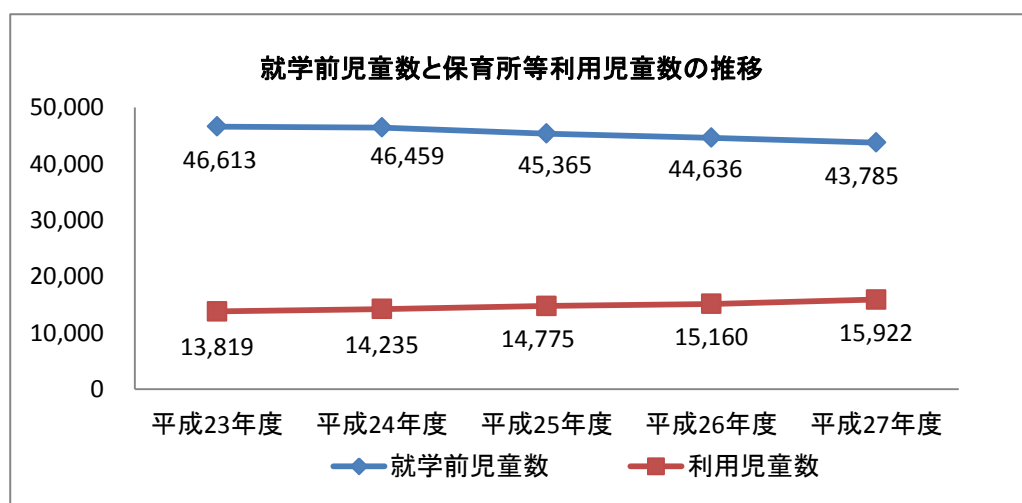
我が国が人口減少・少子高齢社会にある中、本市では、社会情勢やライフスタイルの変化に伴い保育ニーズが多様化し、認定こども園や保育所などへの利用申込数が増加しています。

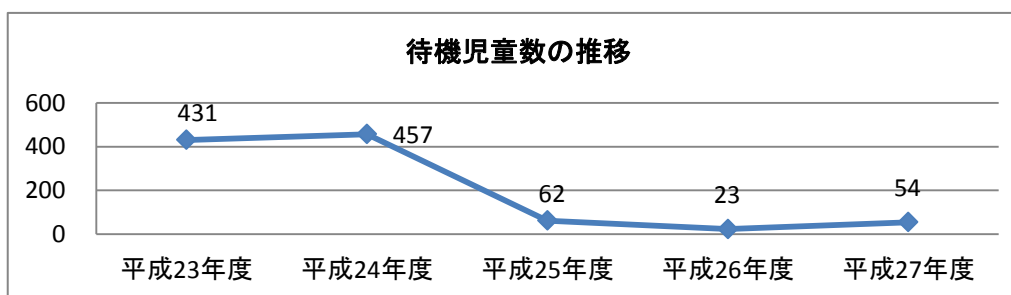
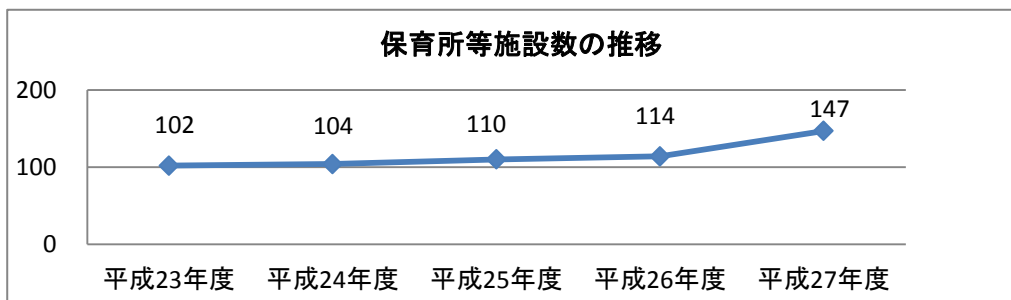
このような中、本市では、幼稚園等既存施設の認定こども園への移行促進や、保育所等の増改築、さらに、認定こども園・地域型保育事業の創設等による受け入れ枠の拡大を図り、待機児童の解消に努めているところです。

また、認定こども園や保育所などでは、配慮を要する子どもの利用増加への対応や、子育てに対して不安や負担を感じている家庭へのサポート強化、さらには、幼児教育から義務教育への円滑な接続が課題となっています。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
就学前児童数	46,613	46,459	45,365	44,636	43,785
保育所等施設数	102	104	110	114	147
保育所等定員	12,582	12,872	13,577	13,977	15,792
利用児童数	13,819	14,235	14,775	15,160	15,922
0歳	(1,096)	(1,096)	(1,136)	(1,135)	(1,213)
	(2,159)	(2,187)	(2,393)	(2,453)	(2,661)
	(2,544)	(2,648)	(2,746)	(2,867)	(3,035)
	(2,661)	(2,783)	(2,864)	(2,888)	(2,947)
	(2,751)	(2,729)	(2,893)	(2,903)	(3,037)
	(2,608)	(2,792)	(2,743)	(2,914)	(3,029)
待機児童数	431	457	62	23	54

※各年度4月1日現在の数値(就学前児童数のみその前日)





2 公立保育所の状況

(1) 変遷

本市では、昭和4年に保育所の前身であった託児所が開設され、昭和22年に制定された児童福祉法に基づき託児所を保育所として整備し、随時増設を行ってきました。

特に、昭和30年代後半から昭和40年代後半にかけての経済成長期では、大阪府による堺泉北臨海工業地帯の造成や、新金岡・宮園・泉北ニュータウン等の大規模住宅開発に伴い、急激な人口増加を招来し、保育需要は著しく増大しました。

平成10年4月の児童福祉法の改正では、保育所入所が措置制度から選択制度となると同時に、保育所の子育て家庭への支援機能が明確化されました。さらに、平成21年4月の保育所保育指針の告示化により、保育所の役割として、保育所の社会的な責任が明確化されたことで、保育所に入所している保護者や地域の子育て家庭への支援の充実に取り組むことになりました。

一方、平成11年度に公立保育所の民営化を行うことを決定し、平成13年度に初の民営化を実施しました。民営化は、コストの抑制を目的とするだけでなく、限られた経営資源のもと民間活力を導入することで、老朽化した保育所の再整備を進めるとともに、低年齢児の受け入れ枠の拡大や一時預かりの実施、在宅での子育て家庭への支援など、多様化する保育ニーズに対応する様々なサービスの提供を進めることができます。

■公立保育所の箇所数の年度推移

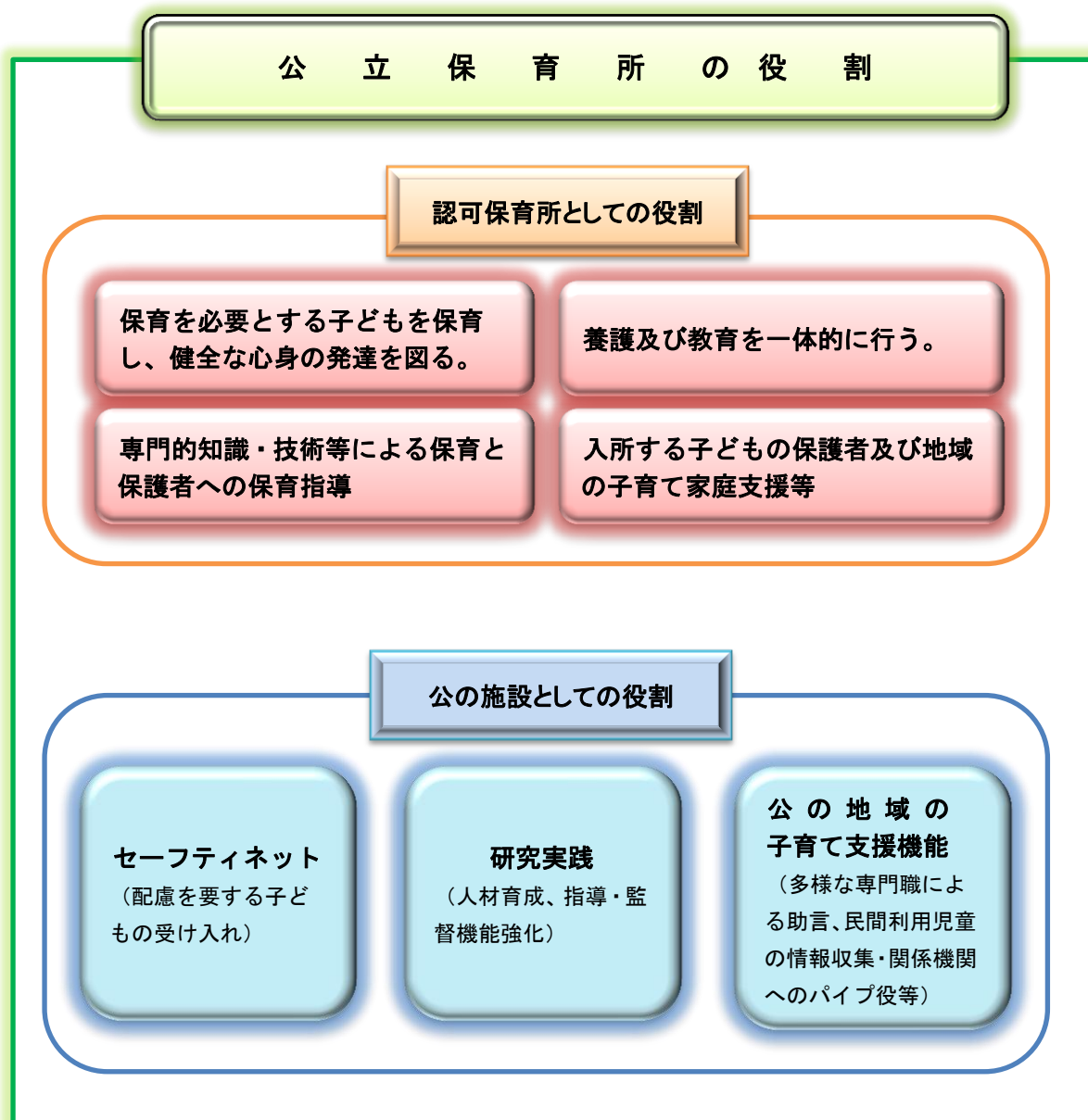
(※こども園保育所を除く)

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24～	H29 予定
36	34	32	32	30	30	28	25	24	23	22	21	19	18

(2) 公立保育所の役割

公立保育所は、民間保育所と同様に、児童福祉法第39条に基づき認可保育所として保育を必要とする児童への日々の保育を行うほか、地域の子育て支援に取り組んでいます。

また、セーフティネットとして、民間施設では対応が困難な障害児の受け入れや虐待を受けた児童の緊急受け入れなど、行政により対応することがふさわしい分野への取り組みや、研究実践の場として、市全体の保育の質の向上にむけた人材育成及び民間施設等への指導・監督の機能強化、さらには、公の地域の子育て支援機能として、多様な専門職による子育てに関する助言や、民間施設を利用する子どもの情報を収集し関係機関につなげるなど、幅広い取り組みを行う役割を担っています。



3 子ども・子育て支援新制度

(1) 国の動向

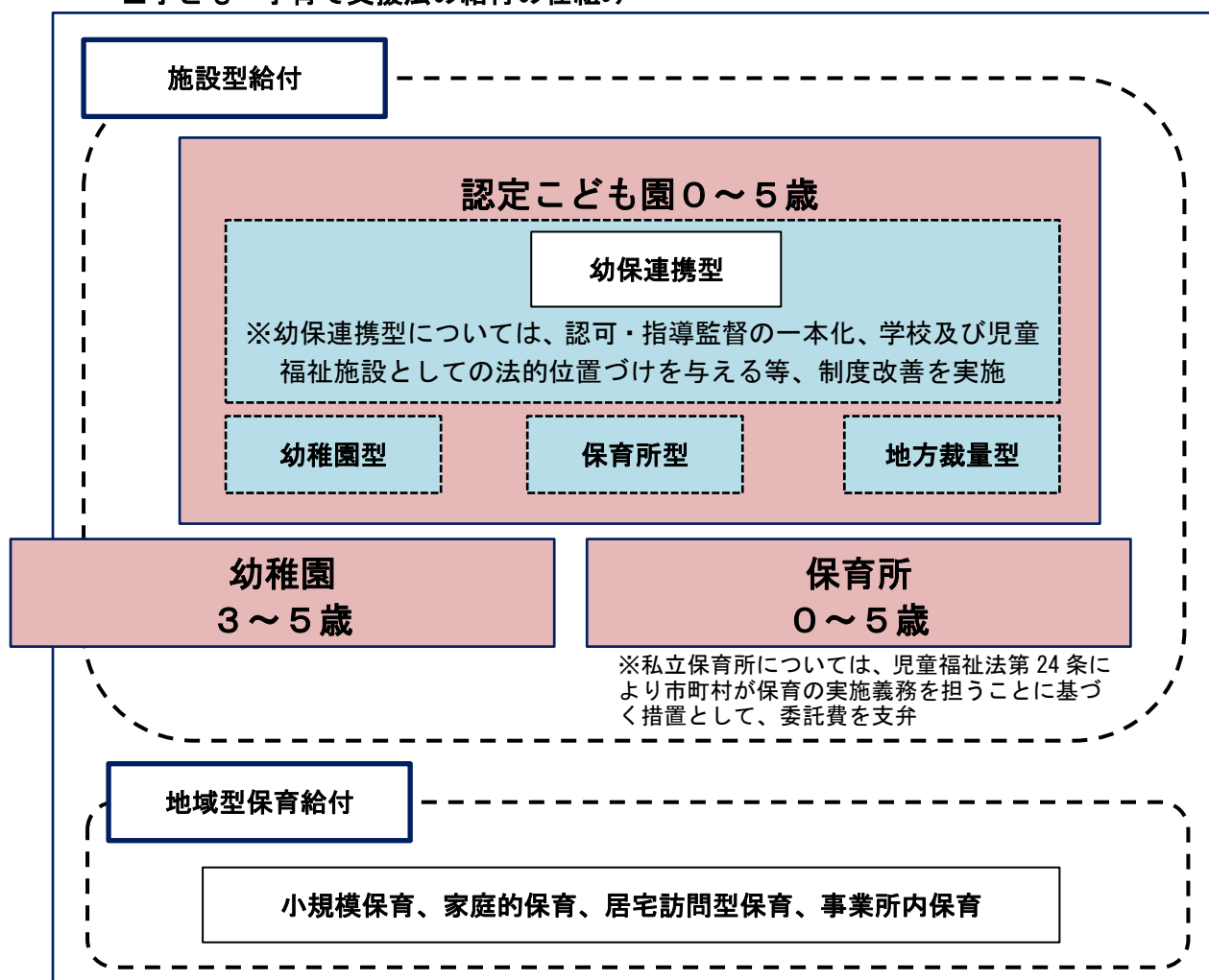
国では、すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度を施行し、市町村を実施主体として、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型保育給付)を創設しました。

また、教育・保育を利用する子どもについて 3 つの認定区分が設けられ、市町村の調整等のもと、保護者が自ら施設等を選択し、利用について保護者と施設等が原則、契約を結ぶなど、これまでの保育制度が大きく変わりました。

同時に、認定こども園制度の改善が図られ、新たな幼保連携型認定こども園では、従前の基準を基礎としたうえで、幼稚園と保育所の基準が異なる事項については、高いほうの水準を引き継ぐことになっています。

国では、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち地域の子育て支援が義務付けされる幼保連携型認定こども園の普及を図っています。

■子ども・子育て支援法の給付の仕組み



■施設型給付費・地域型保育給付費の支給を受ける子どもの認定区分等

認 定 区 分		利用できる施設・事業
1 号 認定子ども	満3歳以上の就学前の子どもで2号認定子ども以外	幼 稚 園 認 定 こ ど も 園
2 号 認定子ども	満3歳以上の就学前の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする事由に該当する場合	保 育 所 認 定 こ ど も 園
3 号 認定子ども	満3歳未満の就学前の子どもで保護者の就労等で保育を必要とする事由に該当する場合	保 育 所 認 定 こ ど も 園 小 規 模 保 育 等

■保育所と幼保連携型認定こども園の主なちがい

	保 育 所	幼保連携型認定こども園
法 的 性 格	児童福祉施設	学校かつ 児童福祉施設
職 員 資 格	保育士	保育教諭（幼稚園教諭免許状と 保育士資格を併有する者）
利用できる子ども	2号認定子ども 3号認定子ども	1号認定子ども 2号認定子ども 3号認定子ども
保育（教育）の指針	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・ 保育要領
利用料の決定方法	国の基準額に基づき保護者の 市民税所得割額に応じて市が 決定	保育所と同じ
利用申し込み窓口	原則として利用を希望する保 育所のある区役所	【1号認定子ども】 希望する施設に直接申し込み 【2・3号認定子ども】 保育所と同じ
給 食 の 提 供	提供義務あり	【1号認定子ども】 提供義務なし 【2・3号認定子ども】 保育所と同じ
開園日・開園時期	11時間開園、土曜日開園が原 則	【1号認定子ども】 原則1日4時間 【2・3号認定子ども】 保育所と同じ
閉 園 日	日曜・祝日・年末年始	【1号認定子ども】 土日祝・年末年始、夏冬春に 長期休日あり 【2・3号認定子ども】 保育所と同じ

(2) 市内施設の移行状況

子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、本市では、民間の認可保育所の多くが、幼保連携型認定こども園に移行し、移行数は、政令市かつ全国でもトップの数値となっています。

■民間施設の移行状況		→新制度スタート		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度予定
保育所		87	23	21
認定こども園		7	78	84
	幼保連携型	(7)	(74)	(76)
	保育所型	－	(2)	(3)
	幼稚園型	－	(2)	(5)
幼稚園		43	40	36
	私学助成対象	(43)	(38)	(32)
	新制度対象	－	(2)	(4)

※平成 26 年度における幼保連携型認定こども園は、保育所及び幼稚園の施設数に含まず。

■公立施設の移行状況		→新制度スタート		
		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度予定
保育所		19	20	20
認定こども園		1	1	1
	幼保連携型	(1)	－	－
	保育所型	－	－	－
	幼稚園型	－	(1)	(1)
幼稚園		9	9	9

※平成 26 年度における幼保連携型認定こども園は、保育所及び幼稚園の施設数に含まず。

II 移行方針

1 方針

本市では、国や民間施設の動向、現状の課題等をふまえ、市全体の教育・保育の質のさらなる向上等を図るため、平成29年4月1日に、すべての公立保育所^(※)を幼保連携型認定こども園に移行します。

※こども園保育所をのぞきます。

2 移行理由

(1) 教育・保育の質の向上

公立保育所では、これまでも幼児教育を行ってきましたが、幼保連携型認定こども園に移行し法的な学校教育機能を兼ね備えることで、小学校以降の教育を見通し、幼児期に育てるべき力を確実に育成する実践を積み重ね、教育・保育の質の一層の向上に努めます。

また、公立の幼保連携型認定こども園での実践成果を、民間の幼保連携型認定こども園等への研修や助言及び指導・監督等に反映することで、市全体の教育・保育の質の向上につなげます。

- ・ 公立施設における実践研究を基にした区別研修の開催
- ・ 保育教諭等を対象にスキルアップにむけた系統だてた研修の開催
- ・ 民間の幼保連携型認定こども園等への指導・監査の実施
- ・ 教育・保育施設への相談と助言
- ・ 障害児や被虐待児等への支援を目的にした巡回訪問支援の実施

(2) 子育て支援の充実

地域の子育て支援が義務づけされることで、地域の子どもと保護者の相互交流の場の提供にとどまらず、保護者への相談・助言の機能や子育て支援に関する情報提供の機能を強化するなど、これまでの取り組みの充実をめざします。

- ・ すべての家庭を対象とした子育て支援の実施(在宅療育児童幼児教室や子育て相談会の実施)
- ・ 家庭支援担当主任を配置し全施設の虐待ケースの把握と区役所連絡会への参加
- ・ 緊急に保育が必要となった児童の一時的な預かり

(3) 教育・保育サービスの安定的な提供

1号認定子どもの定員を設定する幼保連携型認定こども園では、保護者が退職するなどで就労状況が変わっても継続利用ができるとともに、就労していなくても利用が可能となるなど、教育・保育を一体的に提供する公的環境の整備ができます。

(4) 1号認定子どもへのサービスの拡充

公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行し、1号認定子どもの定員を設定することで、特別支援児童など配慮を要する1号認定子ども等には、施設利用の選択肢の幅が広がることとなります。

(5) 保護者ニーズへの対応等

幼保連携型認定こども園では、教育・保育に携わる職員として、保育士資格と幼稚園教諭免許の両方を有する保育教諭の配置が必要^(※)となります。

本市が、平成25年10月に実施した保護者へのニーズ調査結果では、「定期的に利用したい教育・保育事業は幼稚園」と回答された方が最も多かったことから、公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行し、資格を備えた職員により、法的な学校としての幼児教育を提供することは、利用する家庭や在宅で子育てしている家庭のニーズにより沿った施設とすることができます。

また、公立の幼保連携型認定こども園で実績を積み重ねることは、民間の幼保連携型認定こども園への運営移管において、教育・保育内容の確実な引継ぎを行うことができ、保護者の不安の軽減にも繋がります。

※特別措置により、H27年度からH31年度までは、片方の資格又は免許の所有のみでも保育教諭となることが可能

3 1号認定子どもの定員設定の考え方

幼保連携型認定こども園における定員の設定については、2号認定子どもが必須となり、1号及び3号認定子どもは、施設設置者の任意の設定となります。

公立幼保連携型認定こども園では、待機児童と周辺施設の状況や、需給バランス等を考慮のうえ、幼保連携型認定こども園のよさが最大限発揮できるよう、現状の2号・3号の利用定員は原則担保したうえ、条例の基準範囲内で各クラス最大「2人」を設定することを基本とします。

ただし、待機児童が解消されるなど状況が変われば、設定の考え方等について再検討を行います。

4 公立幼保連携型認定こども園の役割

「I-2-(2) 公立保育所の役割」で述べた役割については、公立保育所が幼保連携型認定こども園に移行しても変わるものではありません。

公立幼保連携型認定こども園では、これまで公立保育所で培った保育の質を確保しつつ、公の施設としての役割をしっかりと果たしながら、義務教育との接続を大切に幼児教育の工夫を行い、今後も子どもたちにとってよりよい環境づくりに取り組みます。

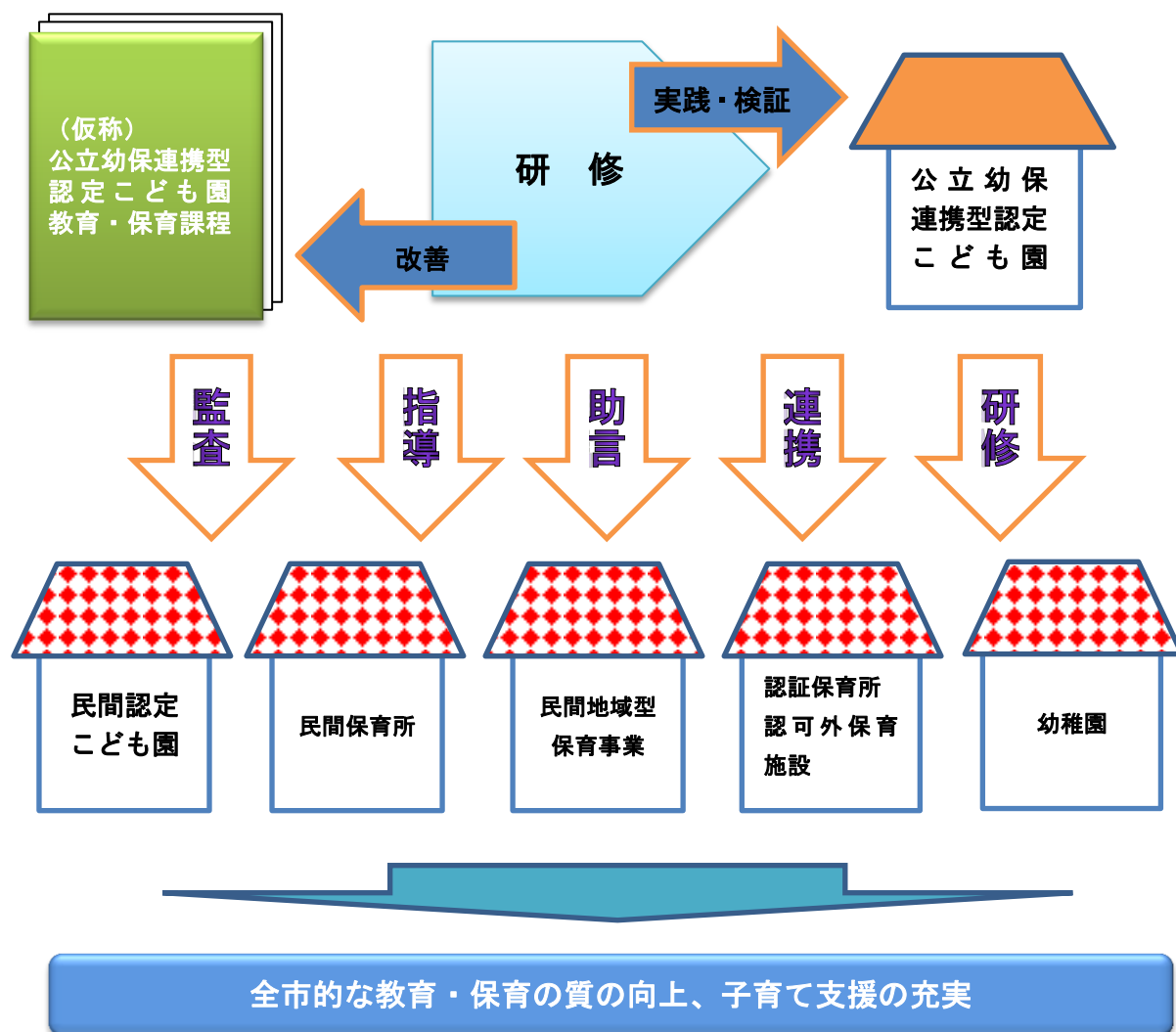
5 公立幼保連携型認定こども園における教育・保育のすすめ方

国の幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、各幼保連携型認定こども園において、教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成することが定められており、この要領の規定に基づき、公立幼保連携型認定こども園の教育・保育課程を作成します。

本課程では、堺市内の現状をふまえ、小学校の教科学習の前倒しではなく、生活や遊びなどの体験を通して小学校以降への土台となる力を育成する「学校教育及び保育」の提供に関する基本的な考え方等をまとめます。

特に、小学校以降における教育の連続性を図る観点から、幼児期に取り組むべき内容をより明確化・具体化し、幼児期に獲得する力を確実に育成することをめざします。

また、本課程に基づく実践研修を行い、職員のスキルを向上させるとともに、その成果を民間施設等へ浸透させ、市全体の教育・保育の質の向上と子育て支援の充実を図っていきます。



6 教育委員会との連携

幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に提供するため、公民を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管することになります。

このため、幼保連携型認定こども園における教育と幼稚園における教育との整合及び小学校における教育との接続を図る必要があることから、公立の幼保連携型認定こども園の教育課程などの基本的事項の策定等にあたっては、地方公共団体の長が教育委員会の意見を聴くことなどが法上に定められています。

本市においても、学校教育に関し専門的知見を有する教育委員会との連携を強化し、幼児教育の質の向上や効果的な施設運営に取り組んでまいります。

7 移行までの主なスケジュール

年 度	時 期	内 容
平成27年度	1月27日	子ども・子育て会議への報告
	2/10~3/9	パブリックコメントの実施
	3月中旬~下旬	パブリックコメント結果公表
	3月下旬	移行方針決定・公表 公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程の 基本的事項(案)の作成
平成28年度	4月~5月	在園児保護者への周知
	5月頃	関係条例案制定等の議会提案→関係条例整備
	8月頃	公立幼保連携型認定こども園教育・保育課程の 決定
	8月以降	研修の実施
	9月頃	利用案内の配布
	10月頃	利用受付
	2月頃	利用決定
3月頃	利用契約の締結 ※1号認定子ども分の日程等は異なる。	
平成29年度	4月1日	移行